

# 社会福祉法人はづき会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はづき会の役員及び評議員等の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事会、評議員会に出席する役員及び評議員等に対して、報酬を支払うことができる。報酬額は、別表1のとおりとする。

ただし、同一日にあわせて法人の業務を行った場合も含まれることとする。

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により支払うことができる。

## (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が職務上の必要により出張する場合は、法人の旅費規程を適用する。この場合、当該出張者を管理監督職員とみなす。また、別表1により報酬を支払うことができる。

## (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

## (評議員の報酬の限度)

第7条 評議員の報酬は、定款第2章第9条の定めるところにより、各年度の総額が300,000円を超えない範囲において支給する。

## 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。